多久市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

多久市長 香 月 正 則

多久市規則第25号

多久市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

多久市職員の育児休業等に関する規則(平成4年多久市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第2条の2に規定する非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を「第2条の2各号に掲げる者」に改める。

第9条第1項中「承認の請求」の次に「、同条第2項の規定による申出及び 条例第21条の5に規定する第3項変更(次項において「請求等」という。)」 を加え、「部分休業承認請求書(様式第5号)」を「部分休業簿(様式第5号)」 に改め、同条第2項中「請求」を「請求等」に改める。

様式第5号を次のように改める。

別紙

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

		11	NII/-	F-4-
部	/_>	1	<u> </u>	
7	τ	1/1	ᆂ	7 H

申出対象期間	年度]									
所属	氏名										
1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日 年 月 日								
		+11.54.	I								
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内								
	月 日		②1年につき条例で定める	えない範囲内							
3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(所属長の確認)	決裁					
	月 日										
3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(所属長の確認)	決裁					
	月 日										

4 備考

- (注) 1 この部分休業簿には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官 公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明 書、住民票謄本等のいずれか)を添付すること(写しでも可)。
 - 2 「1 請求に係る子」欄の続柄等には、請求に係る子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合は、その事実について記入すること。
 - 3 第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面を用い、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 - 4 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

	※ 部分休業の承認の請求をする期間								*	*		決	裁						
整理 番号			毎日/ 月 日 時 間 曜日等					請求月日	請求者 の確認	承認の可否	所属長の 確認	総務課長	備考						
1	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
2	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
3	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
4	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
5	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
6	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
7	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
8	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
9	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					
10	月	日	から	月	目	まで		時	分	から	時	分	まで	月日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合 年度

整	*			部分	分休業	の承認の	の取消し	の期間]				*	決	裁					
理番号			月	日			時間						時間				請求者 の確認	所属長の 確認	総務課長	備考
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
10	月	月	から	月	月	まで	時	分	から	時	分	まで								
11	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
12	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
13	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
14	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
15	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
16	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで								
17	月	目	から	月	目	まで	時	分	から	時	分	まで								

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

年度

第2号部分休業の時間数 時間 分 整 * 部分休業の承認の請求をする期間 決裁 * Ж 理 所属長の 備考 番 月 日 時 間 請求 請求者 承認 総務課長 残時間数 請求月日 確認 뮺 時間数 の確認 の可否 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 月 日 月 日 時 分 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 から まで から 時 3 日 から 月 分 日 月 日 まで 時 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 から 日 月 日 まで 分 分 日 4 月 から 時 から 時 まで 時間 分 時間 分 月 から 5 月 日 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 月 日 月 日 まで 分 まで 分 時間 分 月 日 から 分 から 時 時間 日 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 目 日 から 月 日 月 まで 時 分 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 から 月 日 から 月 日 まで 時 分 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 10 から 時 まで 月 日 月 日 まで 分 分 時間 分 時間 分 月 日 11 から 時 から 時 12 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 13 月 日 から 月 日 まで 時 分 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 から 日 14 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 月 日 時 分 時 分 時間 時間 分 日 15 月 から まで から まで 分 月 16 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 月 日 月 17 月 日 から まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 日 月 月 日 分 分 分 時間 分 月 日 18 日 から まで 時 から 時 まで 時間 19 月 日 から 月 日 まで 時 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日 20 月 日 から 月 日 まで 分 から 時 分 まで 時間 分 時間 分 月 日

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)